職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援について

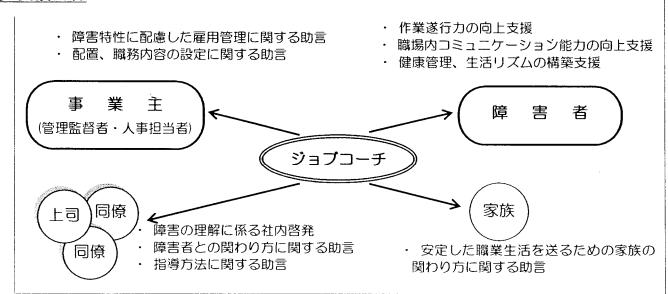
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣 し、きめ細かな人的支援を行う。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、 就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョ ブコーチ助成金を活用して支援を実施。

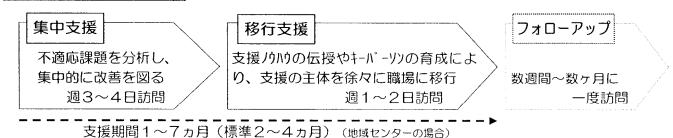
◎ 支援の契機

- 就職時(雇用前又は雇入れと同時に支援を開始)
- 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ



◎ ジョブコーチ配置数 (平成 20 年 3 月末現在)

計902人 / 地域センターのジョブコーチ 304人 第1号ジョブコーチ(福祉施設型)567人 第2号ジョブコーチ (事業所型) 3 1 人

◎ 支援実績(平成19年度、地域センター)

支援対象者数 3,019人

職場定着率 83.9%

(支援終了後6ヵ月:平成18年10月~平成19年9月までの支援修了者3,093人の実績)

平成20年度における職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修の概要

〇配置型職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独)高齢・障害者雇用支援機構	年4回*	若干名*			地域障害者職業センターにおいて配置型職場適 応援助者として新たに委嘱された者

※第1号と同時受講

〇第1号職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独)高齢・障害者雇用支援機構	年4回	40名程度/回	45時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)	本部研修:千葉県 地域研修:地域障害者 職業センター	第1号ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた社会福祉法人等に雇用される職員で第1号ジョブコーチとなる予定の者
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO) ジョブコーチ・ネットワーク	年3回	46名程度(東京/回) 30名程度(広島)	42時間(6日間)		障害者の就職支援に携わっているか、近い将来 携わることを予定している者で、ジョブコーチに関 する専門性の習得を希望する者
(NPO)大阪障害者雇用支援ネットワーク	年4回	20名程度/回	44時間(6日間)	大阪府2回、 福井県、三重県	就労支援機関、福祉施設職員等の就労支援に携 わる人、およびこれから携わろうとしている人
(NPO)くらしえん・しごとえん	年2回	25名程度/回	43.5時間(6日間)	静岡県	障害者に対する作業支援に関し、福祉施設など においておおむね1年以上の経験を有する者

○第2号聯場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独)高龄•障害者雇用支援機構	年3回	20名程度/回	44時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)		第2号ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた事業主に雇用される職員で第2号ジョブコーチとなる予定の者
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO) ジョブコーチ・ネットワーク	年3回	20名程度(東京/回) 6名程度(広島)	42時間(6日間)		障害者の就職支援に携わっているか、近い将来 携わることを予定している者で、ジョブコーチに関 する専門性の習得を希望する者
(NPO)大阪障害者雇用支援ネットワーク	年4回	 10名程度/回 	44時間(6日間)	大阪府2回、 福井県、三重県	事業所内で障害者の支援に携わる人、およびこれ から携わろうとしている人
(NPO)くらしえん・しごとえん			民間企業などにおいて現在、もしくは今後、障害 者の雇用管理や作業指導に携わる立場にある者		

第1号職場適応援助者養成研修モデルカリキュラム

科目	形態	内容	講師	時間数
職業リハビリテ	講義	・ 職業リハビリテーションの概論	職業リハビリテーション	1~2時
ーション概論と		・ 障害者雇用促進に関する制度と最新動向	に関し学識経験を有する	間程度
諸制度		・ 職業リハビリテーションの体系と職場適	者であること	
【共通】		応援助者による援助の位置づけ		
第1号職場適応	講義	・ 第1号職場適応援助者の役割と職務内容	職場適応援助者による援	3~4時
援助者の職務		・ 全体の支援プロセスと支援方法	助に関し学識経験を有す	間程度
			る者又はこれに準ずる者	
			であること	
障害特性と職業	講義	・ 各障害 (身体障害・知的障害・精神障害・	当該障害の特性及び職業	3~4時
的課題		発達障害) の障害特性、職業的課題及び支	的課題について学識経験	間程度
【共通】		援方法	を有する者であること	
職場における雇	講義	・ 事業所における障害者の雇用管理の現状	事業所における障害者の	1 時間程
用管理の理解		と課題	雇用管理に関し実務経験	度
		・ 就労支援における企業のニーズ	を有する者であること	
ケースマネジメ	講義	・ 障害者の就労支援におけるケースマネジ	職業リハビリテーション	1~2時
ントの取り組み		メントの概念及び方法論	に関し学識経験を有する	間程度
【共通】		・ アセスメントと計画の実際	者であること	
課題分析の理論	講義	・ 課題分析の概念、内容、実施方法	課題分析の理論に精通	4~6時
と作業指導の実	及び	・ 課題分析に基づく作業指導の方法と作業	し、作業指導に関し3年	間程度
際	演習	環境へのアプローチ方法	以上の実務経験を有する	
【共通】		・ 課題分析の実際	者又はこれに準ずる者で	
			あること	
家族支援と職業	講義	・ 家族への支援の考え方と障害別(知的障	障害者の就労支援に関し	2時間程
生活支援の実際		・ 害・精神障害等)の効果的な家族支援の方	3年以上の実務経験を有	度
【共通】		法	する者又はこれに準ずる	
		・ 職業生活を支える支援の考え方と支援方	者であること	
		法		
職場適応援助者	事例研	・ 実際の支援事例の紹介を通じての第1号	第1号職場適応援助者又	2~4時
による援助の実	究	職場適応援助者の職務及び支援技法の理	は第2号職場適応援助者	間程度
際		解	として実施した援助の日	
			数の累積が240日以上	
			である者又はこれに準ず	
			る者であること	

科目	形態	内容	講師	時間数
支援計画、フォロ	講義	・ 支援計画及びフォローアップ計画の意	職業リハビリテーション	2~3時
ーアップ計画に	及び	味、内容と活用方法等	業務に精通し、職場適応	間程度
関する理解	演習	・ 支援計画作成のためのアセスメント、プ	援助者による援助に関し	
		ランニングの方法	学識経験を有する者又は	
		・ フォローアップ計画作成のための状況把	これに準ずる者であるこ	
		握	٤	
事業所での支援	講義	・ 事業主支援のあり方	第1号職場適応援助者又	4~9時
方法の基礎理解	及び	・ 事業所における支援の心構えと留意事項	は第2号職場適応援助者	間程度
	演習	・ 事業主のタイプに応じた対応方法	として実施した援助の日	
		・ 具体的な支援の流れと方法(企業との相	数の累積が240日以上	
		談・調整、職場のアセスメントと職務再設	である者又はこれに準ず	
		計、事業所に対する障害特性の説明と社内	る者であること	
		啓発、 ナチュラルサポートの形成)		
事業所での職場	実習	・ 事業所での支援の実際		6~7時
適応援助者によ		・ 支援の段階に応じた支援方法		間程度
る支援の実際				
	:			
支援記録の作成	講義	・ 支援記録の作成方法と活用方法		2~3時
【共通】	及び	·		間程度
	演習			
ケース会議	演習	・ ケース会議の目的と基本的な流れ	第1号職場適応援助者又	1~2時
【共通】		・ ケース会議への参加を通じての観察・聴	は第2号職場適応援助者	間程度
		取事項の報告のあり方、支援方策の考察等	として実施した援助の日	
		の理解	数の累積が240日以上	
			である者又はこれに準ず	
			る者であること	
ケーススタディ	事例研	・ 様々な支援事例の検討を通じての、具体	職業リハビリテーション	2時間程
【共通】	究	的支援方法・技術及び支援上の課題等の的	業務に精通し、職場適応	度
		確な整理方法	援助者による援助に関し	
			学識経験を有する者又は	
			これに準ずる者であるこ	
			ح ا	
備 孝	1	I	<u> </u>	L

備考

- 1 第1欄に【共通】とある科目は、第1号職場適応援助者養成研修及び第2号職場適応援助者養成研修において共通する科目のことを指す。
- 2 「事業所での職場適応援助者による支援の実際」については、実習を $6\sim7$ 時間行うことが困難である場合は、実習を3時間行うことに加え、演習を $6\sim7$ 時間行うことで代替することも可能とする。

第2号職場適応援助者養成研修モデルカリキュラム

科目	形態	内容	講師	時間数
職業リハビリテ	講義	・ 職業リハビリテーションの概論	職業リハビリテーション	1~2時
ーション概論と		・ 障害者雇用促進に関する制度と最新動	に関し学識経験を有する	間程度
諸制度		向	者であること	
【共通】		・ 職業リハビリテーションの体系と職場		
		適応援助者による援助の位置づけ		
第2号職場適応	講義	・ 第2号職場適応援助者の役割と職務内	職場適応援助者による援	3~4時
援助者の職務		容	助に関し学識経験を有す	間程度
		・ 全体の支援プロセスと支援方法	る者又はこれに準ずる者	
			であること	
障害特性と職業	講義	各障害(身体障害・知的障害・精神障	当該障害の特性及び職業	3~4時
的課題		害・発達障害)の障害特性、職業的課題	的課題について学識経験	間程度
【共通】		及び支援方法	を有する者であること	
安定した職業生	講義	・ 職業生活支援における事業主の役割	障害者の就労支援に関し	1~2時
活のための企業		・ 家族、支援機関との連携方法	3年以上の実務経験を有	間程度
の役割			する者又はこれに準ずる	
			者であること	
ケースマネジメ	講義	・ 障害者の就労支援におけるケースマネ	職業リハビリテーション	1~2時
ントの取り組み		ジメントの概念及び方法論	に関し学識経験を有する	間程度
【共通】		・ アセスメントと計画の実際	者であること	
課題分析の理論	講義	課題分析の概念、内容、実施方法	課題分析の理論に精通	4~6時
と作業指導の実	及び	・ 課題分析に基づく作業指導の方法と作	し、作業指導に関し3年	間程度
際	演習	業環境へのアプローチ方法	以上の実務経験を有する	
【共通】		・ 課題分析の実際	者又はこれに準ずる者で	
			あること	
家族支援と職業	講義	・ 家族への支援の考え方と障害別(知的	障害者の就労支援に関し	2時間程
生活支援の実際		障害・精神障害等)の効果的な家族支援	3年以上の実務経験を有	度
【共通】		の方法	する者又はこれに準ずる	
		・ 職業生活を支える支援の考え方と支援	者であること	1
		方法の理解		
雇用管理の実際	事例研究	・ 事業所における障害者の雇 用管理	第1号職場適応援助者又	1~4時
と事業所内にお		・ 実際の支援事例の紹介を通じての第2	は第2号職場適応援助者	間程度
ける職場適応援		号職場適応援助者の職務及び支援技法の	として実施した援助の日	
助者による援助		理解	数の累積が240日以上	
の実際			である者又はこれに準ず	
			る者であること	

科目	形態	内容	講師	時間数
地域の社会資源	講義	・ 社会資源の種類(雇用・保健福祉・教	障害者の就労支援に関し	$1 \sim 2$
の活用		育等)と役割・	3年以上の実務経験を有	時間程
		・ 職場適応援助者による援助の効果的な	する者又はこれに準ずる	度
		実施のためのネットワークの利用方法	者であること	:
事業所内調整の	講義	・ 事業所内での調整業務の内 容、具体	第1号職場適応援助者又	2 ~ 8
方法	及び	的な調整方法	は第2号職場適応援助者	時間程
	演習		として実施した援助の日	度
			数の累積が240日以上	
			である者又はこれに準ず	
			る者であること	`
支援計画の作成	講義	・ 支援計画の意味、内容と活用方法等	職業リハビリテーション	3時間
	及び	・ 支援計画作成のためのアセスメント、	業務に精通し、職場適応	程度
	演習	プランニングの方法	援助者による援助に関し	
			学識経験を有する者又は	
			これに準ずる者であるこ	
			٤	
事業所内での職	実習	・ 事業所での支援の実際	第1号職場適応援助者又	6~7時
場適応援助者に		・ 支援の段階に応じた支援方法	は第2号職場適応援助者	間程度
よる支援の実際			として実施した援助の日	
支援記録の作成	講義	・ 支援記録の作成方法と活用方法	数の累積が240日以上	2時間程
【共通】	及び		である者又はこれに準ず	度
	演習		る者であること	
ケース会議	演習	・ ケース会議の目的と基本的な流れ	第1号職場適応援助者又	1~2時
【共通】		・ ケース会議への参加を通じての観察・	は第2号職場適応援助者	間程度
		聴取事項の報告のあり方、支援方策の考	として実施した援助の日	
		察等の理解	数の累積が240日以上	
			である者又はこれに準ず	
			る者であること	
ケーススタディー	事例研究	・ 様々な支援事例の検討を通じての、具	職業リハビリテーション	2~3時
【共通】		体的支援方法・技術及び支援上の課題等	業務に精通し、職場適応	間程度
		の的確な整理方法	援助者による援助に関し	
			学識経験を有する者又は	
			これに準ずる者であるこ	
	}		ا ک	

備考

- 1 第1欄に【共通】とある科目は、第1号職場適応援助者養成研修及び第2号職場適応援助者養成研修において共通する科目のことを指す。
- 2 「事業所内での職場適応援助者による支援の実際」については、実習を $6\sim7$ 時間行うことが困難である場合は、実習を3時間行うことに加え、演習を $5\sim6$ 時間行うことで代替することも可能とする。

職場適応援助者助成金の概要

就職又は職場定着に課題を有する障害者に対して、円滑に職場に適応できるように職場 適応援助者(ジョブコーチ)による援助を行う社会福祉法人等及び事業主に対して、その 費用の一部を助成する制度。

(1) 第 1 号職場適応援助者助成金

① 支給対象法人の要件

法人格を有していること、障害者雇用に係る支援の実績があること、地域障害者 職業センターとの業務連携関係があること等の要件を満たす社会福祉法人等。

② 第1号職場適応援助者の要件

法人に雇用されており、障害者の就労支援に係る業務経験を1年以上有し、機構が行う又は厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を修了した者

③ 支援対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、その他第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者

④ 支給対象費用等

- ・ 第1号職場適応援助者による援助の実施に要した費用、日額14,200円
- ・ 雇用前支援における事業主の受け入れに係る費用、日額 2,500 円
- ・ 研修の受講に係る旅費
- ・ 支給期間:1年8ヶ月(フォローアップ期間を含む)

⑤ その他

- ・ 地域センターが策定、又は認定法人が作成し地域センターが承認した支援計画 に基づき援助を実施。
- ・ 原則として、1人の支援対象障害者に対し複数の職場適応援助者が担当。(職場適応援助者の支援技術の向上・維持、職場適応援助者の交替への対応、職場適応援助者自身のストレスへの対処等のため。)

(2) 第2号職場適応援助者助成金

① 支給対象事業主

雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置している 事業主

② 第2号職場適応援助者の要件

法人に雇用されており、障害者の雇用関係業務について一定の経験及び能力を有し(※)、機構が行う又は厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修を修了した者。

※ 次のいずれかに該当する者

- ・ 障害者職業生活相談員の資格取得後、3年以上障害者の雇用に関する指導等の業務に就いて いた者
- ・ 特例子会社・重度障害者多数雇用事業所において障害者の就業支援に関する業務を1年以上 行った者

③ 支援対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者

④ 支給対象費用等

- ・ 第2号職場適応援助者による援助の実施に要した費用
- · 助成率3/4 (上限 月15万円)
- ・ 支給期間:最大6ヶ月

⑤ その他

第2号職場適応援助者による援助は、単独で行うことを基本とする。但し、必要に応じて、地域センターの配置型ジョブコーチや第1号ジョブコーチと連携して支援を行うことも可能。